

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

2008年度 茨城高教組中央委員会

■ 期日 2008年12月6日(土) (受付9:30) 開始10:00～終了16:00
■ 場所 茨城県民文化センター 集会室2-3 電話 029-241-1166

校外模試監督の公務災害認定求め提訴

週休日の業務を「私的行為」と言い逃れる校長らの姿勢が問われる

週休日(土曜・日曜)に計画された校外模試の監督業務に従事するための出勤途上、交通事故により負傷した日立二高教諭の竹中さんは、監督業務の公務性を否定して補償を拒んだ地方公務員災害補償基金茨城県支部(支部長=橋本昌茨城県知事)の決定を不服とし、さる10月10日、水戸地裁に公務外認定処分取消しをもとめる行政訴訟を提起した。

茨城高教組顧問弁護士で県弁護士会長の谷萩陽一弁護士が、訴訟代理人をつとめる。

校外模試は、2004(平成16)年7月10日に、同校が年間計画にもとづき実施したもので、竹中さんは自家用車で出勤途上、後続車に追突され負傷した。

しかし、地公災基金支部からの照会に対して、同校校長や高校教育課は、模試監督業務は公務ではなく、同校の教員らが自

ら希望しておこなった私的な行為であるという虚偽の申立てをしたため、公務災害として認定されず、補償の対象外となった。

この裁判では、職員会議で確認し年間計画に組み込まれて実施している校外模試について、その監督業務の公務性を否定するという、校長および県教育庁高校教育課の無責任きわまる姿勢が厳しく問われることになる。

県土木部、県有施設の耐震状況を発表

30校に倒壊・崩壊の危険性ある建物

茨城高教組は県当局に対し、かねてより県立学校の建物に関する耐震検査結果を公表するよう求めていたが、県土木部は県有施設の耐震状況の概要について、県のウェブサイトにおいて公開をはじめた。(www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class13/kikaku/01taisinjokyo.htm)

同ウェブサイトによると、耐

震検査の結果、「F2 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの」とされた県立学校の校舎をもつ学校として、以下の30校が挙げられている(掲載順。建物の名称・用途は省略)。

水戸二高、同三高、同工高、土浦三高、古河一高、総和工高、石岡商高、鬼怒商高、竜ヶ崎二高、下妻養護、水海道一高、同二

未検査校舎も多数

高、太田一高、友部高、取手一高、同二高、つくば工科高、勝田高、同工高、那珂湊一高、海洋高、勝田養護、潮来高、水戸農高、下館一高、真壁高、玉造工高、茨城東高、霞ヶ浦聾、境高。なお、耐震検査を実施していない学校が多数あるが、それらや廃校予定の学校は上記の30校には含まれていない。

第1回総括安全衛生委員会報告

高教組委員、超過勤務問題・健診改善について提起

10月22日、2008年度第1回目の総括安全衛生委員会が水戸市の県庁隣の県開発公社ビルで開催された。同委員会には、茨高教組から6名の委員が労働者側委員として参加している。

会議では、まず県教育委員会保健体育課から、各学校における衛生委員会のとりくみ状況と、公務災害発症状況について報告があった。

部活動指導の実態

ついで、藤代紫水高校から提出された、衛生委員会審議結果報告書が示された。同報告書によると、同校の教諭・常勤講師計45名中、部活動のために土曜日に出勤している者が23名あり、さらにそのうち12名は日曜日にも出勤しており、今年度になってからすでに2名の教員が健康を害するなど、部活動指導による公務過重が深刻になっているとされる。

同校衛生委員会は、県教育委員会に対して、10人程度の「外部スポーツ指導者」を新たに配置したうえで、同指導者単独に

よる指導・引率を可能とすることで部顧問教員の週休日の勤務を軽減しうよう、制度を改善する措置をとることを求めている。

県教育委員会は労働時間の実態把握を怠っている

この点に関連し、労働者側委員から、労働安全衛生法にもとづいて、県教育委員会が「労働時間の適切な把握」をおこなっているかどうか問いただしたところ、一切の調査をおこなっていないとの説明があった。

調査を要求し、今後、超過勤務問題を総括安全衛生委員会において取り上げる必要性を強調した。

さらに、メンタルヘルス対策として県教委が検討している「復帰プログラム」の進捗状況について質問したが、「具体的にはまだ言える状況までできていない。条件を整えたうえでスタートしたい」との回答にとどまった。

定期健診の充実・改善

定期健康診断に関しては、学校での「出張健診」をやめ、「人間ドック」の水準近くまで検査項目を追加・改善の上、医療機関において実施するよう求めた。

産業医からも意見

出席していた産業医(「健康管理医」)の代表は、民間企業における労働安全衛生活動では、勤務時間の把握は「当たり前」のことだとして、調査すらおこなっていない県教育委員会の姿勢を批判した。

産業医はまた、部活動に関しては、「生徒も先生も、土日どちらかは休むようにすべきだ」とし、「校長等が対処すべきではないか」と発言した。

さらに、現状の定期健康診断は、「人間ドック」とくらべても不十分であり、改善が必要だとした。

労働安全衛生にかんする県教育委員会の無責任な対応が、教職員組合だけでなく医師(産業医)の立場からも問題にされたもので、県教育委員会はおおいに反省すべきだろう。

現業職員の皆さんへ組合加入を心より訴えます

総和高校現業職員（技術員） 小山 高正

学校関係の現業職員の皆さま、日々のお仕事ご苦労様です。

さて、さっそく本題に入りますが、昨年度県当局から「現業職員の給料を削減したい」との提案を受けたことは、既にご存じのことと思います。

この問題は政府の政策として閣議決定されたものですので、茨城県だけのことではなく、全国の都道府県が労使交渉の末に各県独自に様々な結論を出すことになっています。

茨城県の動きとしては、財政難による県職員全体の給料削減措置（3.5%カット、2年間）の最中であることから、昨年度は県当局も労使交渉の末に、最終的には提案を取り下げました。

しかし、2年間の給与削減が ажける今年の労使交渉では、県当局もかなり強い姿勢で臨んでくることは間違いありません。

「給料削減」と関連して議題にあがっている問題として「現業業務の民間委託」があります。

茨城県教育委員会（学校関係の現業職員は教育委員会管轄の職員です。労使交渉は教育委員会と行う）はこの問題についての明言はしていますが、茨城

県総務部人事課は平成19年4月に「民間活力の導入に関する基本指針」を作り、そのなかに「外部委託等を検討すべき事務事業例」として、用務員業務を検討していることが記載されています。

この「現業業務の民間委託」について、一番問題なことは、学校現業職員の仕事場が消滅してしまうことです。例えば近い将来、段階的に民間の企業が学校を管理するようになり、徐々に我々の職場がうばわれていくこととなります。期限付職員や嘱託員を解雇し、正規職員を異動により民間委託対象校以外に集めて人員を整理していくことになるでしょう。

異動に関しては、「県立学校の技能労務職員の人事事務取扱いについて（通知）」（平成15年11月25日）に「勤務のための所用時間は、最大片道90分間程度とする」と明示されています。「民間委託」により、勤務先が限られた場合、片道50キロ前後の通勤を強いられるか可能性も大きくなります。

また、再任用の勤務先は基本的に同一校とは限りません。正規職員については強制異動の規

定もありますので、本人の意向に沿わない勤務先の配属を申し渡されることも否めません。

データを用いてこのことを説明すると、2008年現在の正規職員数は、219人（用務員・調理員・介護員・農場作業員・甲板員）です。10年後には現在の56%減の96人になり、15年後には50人になります。これは15年後には正規職員数が県立学校数を大きく下回るということです。さらに、正規職員の分布は県北地区に若手職員が多く、鹿行地区には少なく配置されています。90分の通勤時間もまんなざら絵空事ではないようです。

50歳の方であれば、再任用も含めて65歳まで15年間働くこととなります。退職後も現在の職場で、現在と同じ仕事をしていくためには、民間委託反対の意思表示を明確にしなければなりません。いま、行動を起こさなければ、取り返しのつかない事態が待ち受けていることは明白です。我々はこの事実を明確に認識すべきだと思います。

私はこの問題について一昨年から危機意識を持ち始め、昨年はまだ組合に加入していません

超過勤務解消に向けての「時短協議」を再開

茨城高教組は、教職員の長時間過密労働・超過勤務の解消に向けて、県教委との時短協議を10月23日に再開した。高教組から時短対策委員会のメンバー5名、県教委から高校教育課の柴原人事担当課長補佐と高村管理主事、特別支援教育課の大貫人事担当課長補佐と中川管理主事の4名が出席した。

組合側から、教職員の労働が年々過密になり超過勤務が日常化している実態と、その改善に

向けて具体的などりくみを進める必要性を述べた。

県立高校では、部活動、土日の課外授業、模試、PTA活動等のための休日勤務があたりまえのように行われていること、また、平日も課外授業、会議、生徒指導等により超過勤務が増えている実態について説明した。

障害児学校では、PTA活動、部活、地域支援等による休日勤務が年々増えている。会議や行事のため平日の超過勤務も多く、

教材作り等が「持ち帰り残業」になっている実態について説明した。

県教委側も、教職員の超過勤務の実態については問題意識を持っているとし、教職員の労働が超過勤務になっている現状とその解消に向けて何らかの方策を立てていかなければならないとの認識を示した。

次回以降、県立学校教職員の勤務実態調査の内容等について協議を行うことを確認した。

大子清流高校福祉教室改修要求うけ、現地視察

高教組は、7月に県教育委員会あてに提出した「教育条件等の改善に関する要求書」において、大子清流高校の福祉教室の学習環境の改善を求めたが、これを受けて、9月17日、教育庁財務課の鈴木主査らが現地視

察をおこない、改善にむけた対応に着手した。同校の福祉教室は、かつて大子一高時代の1974（昭和49）年に林業実習棟として建設されたものを、現在、介護実習室およびリハビリ実習室として使用

でしたが、メール等で高教組へ率直な現場職員の意見の申し入れなどをしていました。独自に全国の状況などを調査していました。調べれば調べるほど、ことの重大さに気がつき2008年9月茨高教組に加入しました。今回の問題はいままでのような生易しい問題ではありません。ある意味、自分たちの尻に火が

つきだしています。闘わなければ座して死を待つに等しく、自分たちの仕事への尊厳を放棄したと同じです。

組合の交渉相手である県当局と対等に渡り合うには、皆さまのお力が必要です。多くの仲間

で、我々の意気込みを示していかなければ、県当局に「この程度の反対勢力か」と思われてし

まい、交渉により有利な労働条件を引き出すことがさらに困難なものになってしまいます。

している。2階建ての建物であるが、1階の教室に雨漏りがあり、授業に支障をきたしている。

財務課は、当面修繕を実施のうえ、来年度以降、大規模な改修工事の予算化に努力する模様である。

皆さん、現業職員組合にご加入して頂けませんでしょうか。どうか我々に力をお貸し下さい。学校現業職員の職をまもるため、共に立ち上がりましょう。